

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

香川県知事 池田豊人

香川県規則第22号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和39年香川県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(書類の経由等)</p> <p>第24条 法、政令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、毒物劇物取扱者試験に係るものあつては保健所長、その他のものあつては申請又は届出に係る製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を所管する保健所長（その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長）を経由しなければならない。ただし、<u>毒物劇物取扱者試験に係る書類を提出する者が、高松市若しくは県外に住所を有する場合又は香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年香川県条例第1号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して当該提出を行う場合は、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(書類の経由等)</p> <p>第24条 法、政令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、毒物劇物取扱者試験に係るものあつては保健所長、その他のものあつては申請又は届出に係る製造所、営業所、店舗、研究所又は事業場の所在地を所管する保健所長（その所在地が高松市の区域にある場合は、香川県東讃保健所長）を経由しなければならない。ただし、<u>高松市又は県外に住所を有する者の毒物劇物取扱者試験に係る書類については、この限りでない。</u></p> <p>2 略</p>

第2号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄

（消印してはならない。）

受 験 願 書

年 月 日

香川県知事 殿

申請者 本籍(都道府県名)

住 所

(ふりがな)
氏 名

生 年 月 日 年 月 日

電 話 番 号

年 月 日施行の一般（農業用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験を
受けたいので、関係書類を添えて出願します。

第2号様式（第7条関係）

（日本産業規格A列4番）

香 川 県 証 紙 欄

（消印してはならない。）

受 験 願 書

年 月 日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

年 月 日施行の一般（農業用品目、特定品目）毒物劇物取扱者試験を
受けたいので、関係書類を添えて出願します。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。